

能美防災株式会社妻沼東事業所の周辺井戸における
水質調査結果について（第 4 回公表分）

能美防災株式会社妻沼東事業所敷地内において、国の指針値を超える「PFOS 及び PFOA（以下「PFAS」）」が地下水から検出されました。

本市では市民の皆様の安全確保を最優先とし、市職員による周辺井戸の利用状況調査及び水質調査を継続して実施しております。

このたび、第 4 回公表分の周辺井戸水質調査結果並びに事業所排水及び水路の水質調査結果がまとまりましたので、以下のとおり公表いたします。

1 周辺井戸水質調査の概要及び結果

(1) 新たに判明した結果

ア 調査（採水）日

令和 8 年 6 月 22 日（月）から令和 8 年 7 月 8 日（水）

イ 調査対象エリア

これまでに実施した水質調査において、指針値の超過が確認された井戸を起点とし、そこから地下水の下流側にあたる半径 500m のうち、推定される地下水の主流動方向（事業所から南東方向）から、それぞれ左右に 60 度（全体で 120 度）の範囲に含まれる善ヶ島及び八ツ口地内の井戸等。

なお、今回は当初推定した地下水流向への既存エリアに加え、利根川方向への汚染の広がりを確認するため、新たに事業所北側に位置するエリア（善ヶ島及び妻沼地内）の住宅についても追加調査を実施しています。

ウ 調査結果

調査対象エリア等において水質調査を実施した 26 井戸のうち、12 井戸で国の指針値※1 を超過していることが判明し、指針値を超過した井戸のうち、2 井戸は飲用として使用されていました。

エ 飲用井戸における超過への対応

今回、飲用井戸（2 井戸）での超過が確認されたため、対象者へ直ちに飲用の停止を要請しました。当該家屋は上水道が未接続であることから、能美防災株式会社は、自らの負担による上水道接続工事を対応方針として対象者へ説明を行っております。

なお、工事等により安全な飲料水が確保されるまでの間につきましても、継続して事業者から代替水が提供されます。

※1 国の指針値

- ・ PFOS 及び PFOA の合算値 50 ng/L 以下（ng（ナノグラム）は 10 億分の 1 グラムを表す単位）
- ・ 指針値は、体重 50kg の人が水を一生涯にわたって毎日 2L 飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと推定されるレベル

調査結果（第4回公表分）

調査対象エリア (次頁参照)	PFOS 及び PFOA 合算値 (ng/L)	指針超過の有無
A	12	適合
C	11※	適合
	14※	適合
	77	超過
	93	超過
	200	超過
	250	超過
	280	超過
	310	超過
	540	超過
	590	超過
D	0.3 未満※	適合
	6.9※	適合
	9.8	適合
	10	適合
	10	適合
	16	適合
	21	適合
	26※	適合
	34	適合
	36※	適合
	40	適合
	71	超過
	83	超過
	110※	超過
	110※	超過

【※は飲用井戸】



※メッシュは一边約 1km で表示

※個人情報保護の観点から、井戸の所在地や詳細な用途が特定されないような公表方法とさせていただきます。

(2) 今回の調査を含めた累計結果（第1回から第4回分まで）

これまでに計 54 井戸（超過 25 井戸、適合 29 井戸）の調査を実施しました。

なお、これまでに実施した全井戸の個別の水質調査結果につきましては、市ホームページにて公表しておりますので、そちらを御参照ください。

調査対象エリア	調査井戸数	指針値超過	指針値適合
A	6(0)	4(0)	2(0)
B	16(0)	4(0)	12(0)
C	16(2)	13(0)	3(2)
D	16(6)	4(2)	12(4)
計	54(8)	25(2)	29(6)

【（ ）は飲用井戸で内数】

(3) これまでの調査結果に基づく地下水汚染の広がり の考察

現時点における周辺地下水への汚染の広がりについて、以下の傾向が確認されました。

ア 道閑堀排水路の右岸側（ハツロ方面）のエリアにおいては、指針値超過は確認されていません。

イ 指針値を超過した井戸の位置関係から、地下水汚染は、事業所を起点として、主に「北東から南東」の方向へ扇状に広がっていることが確認されました。

2 事業所排水及び水路の水質調査結果

令和8年6月12日実施分の結果を公表いたします。

調査地点	調査年月	PFOS 及び PFOA 合算値(ng/L)	指針値超過 の有無
事業所最終放流口	令和7年6月	1,100	一※1
	令和8年4月28日	30.2	
	令和8年5月22日	139	
	令和8年6月12日	336	
道閑堀排水路 接続地点	令和8年4月7日	110	超過
	令和8年4月28日	47.8	適合
	令和8年5月22日	40	適合
	令和8年6月12日	19.6	適合

※1 水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく排水基準はありません。

(1) 最終放流口における数値上昇の要因

事業者は、前回の対策を講じたにもかかわらず、最終放流口の数値が上昇した要因を、場内排水管等の残留 PFAS の影響と推測し、濃度調査や封じ込め対策を検討しています。

道閑堀排水路への接続地点では数値が低下していますが、市は最終放流口での数値上昇を重く受け止めており、事業者に対し、原因の特定及び流出防止対策を講じるよう指導を行っております。

3 今後の対応について

本市では、市民の皆様の安全確保を最優先に、引き続き以下の対応を講じてまいります。

(1) 周辺井戸追加調査及び飲用自粛の周知の実施

超過が確認された井戸からさらに下流側へ対象エリアを拡大し、戸別訪問による利用状況の確認及び井戸水質調査を速やかに実施します。

また、対象エリアの皆様には、安全が確認されるまでの間、井戸水の飲用自粛を引き続きお願いしてまいります。

(2) 周辺監視の継続

事業所最終放流口及び公共用水域（道閑堀排水路）への接続地点において、引き続き定期的な水質モニタリングを実施し、状況の変化を注視してまいります。

(3) 正確な情報の迅速な提供

今後の調査結果等につきましても、市ホームページ等を通じて迅速かつ透明性の高い情報発信に努めてまいります。